○豊島区介護予防活動支援助成金交付事業要綱

平成30年４月１日

保健福祉部長決定

改正　令和２年４月１日

改正　令和４年１０月６日

（目的）

第１条　豊島区介護予防活動支援助成金交付事業（以下「助成金」という）は高齢者をはじめとする区民が主体となって活動する団体（以下「団体」という）の自主的な運営による、介護予防や健康づくり、高齢者の閉じこもり防止や、当事者同士の情報交換、助け合いを目的とした活動（以下「通いの場活動等」という）の実施に際しその活動に関わる費用の一部を助成することにより、自主活動の活性化を図ることを目的とする。

（助成対象団体）

第２条　助成対象となる団体は以下の要件をすべて満たす団体とする。

(1)　代表者が豊島区に住民登録がある区民（以下「区民」という）であり主たる構成員が区民で構成されており、かつ自主的に運営がされていること。

(2)　代表者を含め構成員の50％以上が区民であり65歳以上の者が半数以上いること。

(3)　豊島区内で活動を行っていること又は行おうとしていること。

(4)　会計責任者を設置し、通いの場活動等に関わる経費について予算、決算及び管理等含め会計処理を適正に行っていること。

(5)　他団体からの補助金等の交付を受けていないものであること。

２　前項の規定に関わらず次のいずれかに該当する団体は助成の対象としない。

(1)　構成員のみによる、介護予防活動を介さない娯楽的な活動を目的とした団体。

(2)　政治活動、宗教活動、営利を目的とした団体。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）を構成員にもつ団体等。

(5)　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）に反する団体。

（助成対象事業）

第３条　補助対象となる通いの場活動等は、次のすべてに該当するものをいう。

(1)　団体の自主的、主体的な活動であること。

(2)　参加を希望する区民が団体に加入できる活動であること。

(3)　定期的に活動し年10回以上または申請月より月１回以上活動すること。

(4)　構成員が区で実施する介護予防・認知症対策事業に参加すること。

(5)　次に掲げるいずれかの内容が含まれていること。

ア)　としまる体操グループ活動

イ)　介護予防活動

ウ)　認知症予防活動

エ)　高齢者に関わる講座や教室による学習活動

オ)　その他区長が認める活動

(6)　政治活動、宗教活動又は営利事業を目的としていないこと

（助成対象経費）

第４条　助成対象となる経費は別表に掲げるものとする

（助成金額）

第５条　１年間30,000円とし当該年度途中に活動を開始した団体または、解散した団体には１カ月2,500円の月払いとする。ただし助成対象となる経費の支出が30,000円または受け取った金額に満たない場合は支出した経費を助成対象額とする。

（助成申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を提出し、区長に提出しなければならない。

(1)　豊島区介護予防活動支援助成金交付事業申請書（様式第１号）

(2)　団体・グループ会員名簿

(3)　会則

２　前年度末日までに申請をすること。ただし、当該年度途中から活動を行う場合は活動開始の前月末日までに申請をすること。

（助成決定）

第７条　区長は前項に基づく申請を受理した場合は書類による審査を行い、豊島区介護予防活動支援助成金交付事業決定通知書（様式第２号）により申請団体に通知するものとする。

２　区長は、介護予防活動支援助成金助成金を交付しないと決定した時には不交付理由を記した豊島区介護予防活動支援助成金事業不交付決定通知書（様式第３号）により申請した団体等に通知するものとする。

（事業の廃止・中止）

第８条　年度途中で事業の廃止・中止を行う団体は、第11条の例により処理する。

（助成金請求及び交付）

第９条　助成の決定を受けた団体等は豊島区介護予防活動支援助成金交付事業請求書（様式第４号）により区長に請求するものとする。

２　区長は前条請求があったときは、概算払いにて助成金を交付するものとする。

（補助金交付の決定取り消し及び補助金の返還）

第10条　区長は、助成金の交付決定通知を受けた団体等及び助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、介護予防活動支援助成金の全部又は一部の交付の決定を取消し、豊島区介護予防活動支援助成金交付事業取消通知書（様式第５号）をもち返還させることができる。

(1)　助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合。

(2)　助成金を対象事業以外に使用した場合。

(3)　助成金が交付された通いの場活動等を年10回以上実施しなかった場合

(4)　その他、区長がこの要綱または交付の条件に違反したと認めた場合。

（実績報告及び清算）

第11条　助成金を受けた団体は、対象事業終了後速やかに以下に掲げる書類を区長に提出しなければならない。なお５条のただし書きに記載された助成額に満たない場合は清算により戻入するものとする。

(1)　豊島区介護予防活動支援助成金交付事業実施報告書（様式第６号）

(2)　領収書添付用紙（領収書を添付したもの）

（助成金額の確定）

第12条　区長は前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に照らして適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、豊島区介護予防活動支援助成金交付事業確定通知書（様式第７号）により助成金を受けた団体に通知するものとする。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１０月６日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 活動運営費 | 印刷代・製本代・会場代・交通費・通信費・保険代・運搬費・講師謝礼・茶菓代・消耗品費・その他区長が認めたもの |
| その他 | 立ち上げ準備金等・上記以外で区長が認めたもの |

(様式第１号)第６条関係　　別紙の通り

(様式第２号)第７条関係　　別紙の通り

(様式第３号)第７条関係　　別紙の通り

(様式第４号)第９条関係　　別紙の通り

(様式第５号)第10条関係　　別紙の通り

(様式第６号)第11条関係　　別紙の通り

(様式第７号)第12条関係　　別紙の通り